

ノロウイルスによる食中毒にご注意！～冬が発生のピークです～

【食中毒の年間患者数の多くはノロウイルスを原因としています】

感染経路	症 状
<p>＜食品からの感染＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染した人が調理などをして汚染された食品 ●ウイルスの蓄積した加熱不十分な二枚貝等 <p>＜人からの感染＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●患者のふん便やおう吐物からの二次感染 ●家庭や施設内などでの飛沫などによる感染 	<p>＜潜伏時間＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染から発症まで 24～48 時間 <p>＜主な症状＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吐き気、おう吐、下痢、腹痛、微熱 ●感染しても症状のない場合や、軽い風邪のような症状のことも ●乳幼児や高齢者は、おう吐物を吸い込むことによる肺炎や窒息にも要注意

ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

調理する人の健康管理	作業中などの手洗い	調理器具等の消毒
<ul style="list-style-type: none"> ●普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意する。 ●症状があるときは、食品を直接扱う作業をしない。 ●症状があるときは、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意する。 ●汚れの残りやすいところをていねいに ●症状があるときは、食品を直接扱う作業をしない。症状があるときは、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ●洗剤などで十分に洗浄し、煮沸消毒やこれと同等の効果を有する方法で消毒する。 ●塩素消毒液の濃度 食器等の消毒:200ppm 嘔吐物等の処理:1,000ppm

◇ お問い合わせ先 岩手県 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 (電話：019-629-5385)

(公財)岩手県生活衛生営業指導センターについて

- ・ (公財)岩手県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)は、生衛法(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律)により設立された公益法人であり、飲食店や理美容業等の生衛業(生活衛生関係営業)の向上発展と消費者保護のため各種の事業を推進しています。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症への対応に係る生衛業の衛生確保や営業継続のための助言等、生衛業者への相談対応を行っています。
- ・ 指導センターの専門の経営指導員が相談等に対応します。
お店に伺うことも可能です。どうぞお気軽に御相談ください。

【指導センター相談対応時間等】

曜日	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。)
受付時間	午前9時～午後5時
電話番号	019-624-6642
メール	iwatecenter@seiei.or.jp
場所	盛岡市志家町3-13 岩手県美容会館内

※ 詳しくはこちら ([指導センターホームページ](#)) を御覧ください。

◇お問合せ先 岩手県 県民くらしの安全課 生活衛生担当 (電話:019-629-5360)

岩手県性犯罪・性暴力被害者支援

はまなすサポート

突然の性犯罪・性暴力被害にあったら、できるだけ早い時期に産婦人科などで診察を受けることが大切です。

そのようなときは、まず電話してから受診することで、性感染症や望まない妊娠からあなたを守ることができます。

相談専用電話 「はまなすサポートライン」にお電話をください。

女性の相談員がお話をうかがいます。

あなたの大切な心とからだ、そして未来のために、あなたと一緒に考えていきます。

誰にも相談できず悩んでいませんか？
ひとりで抱え込まないで、わたしたちに相談してください。
絶対に他人に知られることのないよう、秘密は厳守します。

岩手県性犯罪・性暴力被害者支援

はまなすサポート

全国共通短縮番号 **#8891** はやくワンストップ

相談専用電話 **019-601-3026**
(はまなすサポートライン)

国の夜間休日対応コールセンターと連携し
24時間365日相談をお受けします。



イヤなのに
無理やりキス
された……

電車やバス
の中で体を
触られた……

断りきれず
裸の写真を
送った……

自分が嫌だと感じた性的な言動は「性暴力」です。
盗撮被害などは「性犯罪」に当たります。

どうしたらいいのかわからない、
つらくて助けてほしいとき、
ひとりで悩まずお電話をください。
支援員が、お話を伺います。

ホームページは
こちらから



はまなすサポート

検索

◇ お問い合わせ先 県庁消防安全課 県民安全担当（電話 019-629-6871）

令和6年能登半島地震に便乗した 詐欺的トラブルにご注意ください！

－義援金や寄付を集めるという不審な電話・訪問に注意！－

令和6年能登半島地震により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

今般の地震に関連して、「市が義援金を集めているという不審な電話がかかってきた」、「支援品を求める不審な訪問があった」という相談が寄せられています。地震に便乗した不審な電話はすぐに切り、訪問があっても断ってください。

地震発生後は、被災地域、被災地域以外にかかわらず、地震に便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が多数発生しますので、十分に注意ください。

★相談事例★

【事例1】

若い男性から携帯電話で「市が能登半島地震の義援金を集めている」という電話があった。休日であったことと携帯電話からであったことから不審に思い「別で義援金を送っている」と返答した。市が義援金の窓口になっているのか。電話で義援金を募ることはあるのか。

(四国地方の自治体からの情報提供、電話を受けたのはグループホーム)

【事例2】

「元旦に起きた地震の地域に送る物を集めている。今日そちらの地域をまわっているので訪問していいか。会社なので支援品を集めて送ることができる」と電話がかかってきたが、怪しいと思って断った。

(関東地方 60歳代・女性)

★消費者へのアドバイス★

- (1) 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。万が一、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。
- (2) 公的機関が、各家庭に電話等で義援金を求めることはありません。公的期間を名乗って連絡があった場合には応じず、まずは当該機関に確認しましょう。また、義援金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。義援金を口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- (3) 少しでも不安に感じたら、すぐにお近くの消費者相談センター等（消費者ホットライン「188」番）や警察に相談してください。

★参考★

「ご用心 災害に便乗した悪質商法」(国民生活センターホームページ)

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html